《注意事項》

[|]1. 輸出血統証明書発行申請について

輸出血統証明書は、本会の登録犬を国外に輸出する場合に申請することができます。

2. 提出書類

● **当該犬の血統証明書**(輸入犬登録証明書をお持ちの場合は、出生国で発行された輸出血統証明書も必要です。)

● 本申請書

- (1) 表面の記入欄「①」、「②」をご記入ください。
- (2) マイクロチップのバーコードを貼付してください。
 - ※ バーコードが無い場合は、獣医師によるマイクロチップ実施証明書のコピーを添付してください。
 - ※ タトゥーの記載を希望する場合は、本会のタトゥー監理委員が発行する実施証明書のコピーを添付してください。
 - ※ 血統証明書にマイクロチップまたはタトゥーが記載されている場合は、バーコード貼付または実施証明書コピーの 添付は不要です。

3. 発行料金[2019 年 7 月 1 日現在]

● 7,500円

4. 輸出血統書の発送について

- (1) 2024年3月以降の申請分より、本会から国外へ輸出血統書の発送を希望される場合は、「EMS宛先記入用紙」と「EMS送料」が必要です。
 - 詳細につきましては、「EMS宛先記入用紙」(ホームページよりダウンロード)をご覧ください。
- (2) 本会から日本国内へ発送する場合は、お届け先情報記入用紙と送料は必要ありません。

5. 国内指定団体登録犬の輸出について

- (1) 本会へ切替登録がお済みでない場合は、輸出前の国内所有者による初代アペンディクス登録申請が必要です。 (輸出同時申請可)
- (2) 初代アペンディクス登録の詳細につきましては、本会ホームページ、ガゼットまたは当該申請書の注意事項をご確認ください。
- (3) アペンディクス登録犬は、一部の FCI 非加盟団体 (AKC (アメリカ) 等) に登録することはできません。詳細につきましては、相手国KCへご確認ください。
- (4) 「秋田犬保存会」、「日本犬保存会」等の漢字血統書からの切替登録犬の場合は、輸出申請犬及び全ての祖先犬名・犬舎名にフリガナを付けてください。犬名は全て英字表記となりますので、フリガナのご記入の無い場合は本会一任となります。(※ヘボン式表記となります。)

6. 一時的に出国する場合

- (1) 公認団体の展覧会等へ出陳する場合については、相手国KCの状況により、国内血統証明書のままでの遠征や、 国内所有者のままでの輸出血統証明書が認められる場合があります。輸出血統証明書が必要かどうかについ ては、相手国KCの出陳条件をご確認ください。
- (2) 牝犬を国外で交配させ、妊娠した状態で帰国し日本国内で出産させる場合(持込腹)については、輸出血統証明書発行の必要はありません。

7. 輸出犬が帰国した場合

輸出血統証明書を発行した輸出大が帰国した場合は、国内用の血統証明書へ戻す手続き(リターン犬申請)が必要となります。手続きにつきましては、国外ケネルクラブへの登録状況等によって必要書類や申請料金が異なりますので、登録課(TEL 03-3251-1653)までお問い合わせください。

輸出血統証明書発行申請書

JAPAN KENNEL CLUB -般社団法人 ジャパン ケネル クラブ

※ 別紙の注意事項をご確認の上、下記の①、②をご記入ください。

〒101-8552 東京都千代田区神田須田町1-5 **☎** 03-3251-1653

①輸出申請犬に関する記入欄

犬種									
犬名·犬舎名									
フリガナ		※ 他団体切替犬の場合、犬名と犬舎名のフリガナを記入してください。記入が無いものは本会一任となります。							
(日本犬のみ)									
登録番号		JKC- JAX-	- /	マイクロチップ	クロチップ番号(手書不可)				
輸出日		※ 血統書に記載されますので必ずご記入ください。 ※ 血統書に記載登録されている場合は不要							
刑山口			年月日日バーコード貼付欄						
輸出国									
血	国内	氏名							
統•		<i>(</i>		郵便番号					
書返送		住所		TEL					
送、	国外		正送付先の氏名(宛名)をご記入ください。 陸に「EMS宛先記入用紙」を添付してく 氏名						
		ださい。	TIC MATO ANAMALY STATE C. C.						
		氏名		会員番号					
申請取扱者		住所		TEL					
		,_,,							
②「A」、「B」、「C」の該当する <u>いずれか</u> をご記入ください。									
A 国外居住者に登録犬を譲渡する場合に記入してください。									
申請者 (輸出前の所有者		氏名		会員番号					
		音) 住所		TEL					
			※ 英字アルファベットで1名のみ(複数名による登録不可)記入	してください ※ 文字	E数は30文字以内(スペース会t)				
新所有者 (輸出後の所有者		氏名	が、						
		住所							
E	3 日本国]内所有者	が、所有犬と共に国外へ転居する場合に記入してく	ください。(会員筆	音の住所も変更されます。)				
申請者		氏名		会員番号					
(所有者) 旧住所									
新住所				国名					
				郵便番号					
				TEL					
C 展覧会に出陳するため国内所有者のまま一時的に出国することが相手国KCにより認められている場合に記入してくた									
		氏名		会員番号					
申請者 (所有者)		住所		TEL					

■EMS宛先記入用紙 (国外発送の場合、輸出申請書に添付。送料必要)

<2024年3月以降の輸出申請より、国外へ発送希望の場合は、こちらの用紙と実費送料が必要となります。>

本会より国外へ輸出血統証明書を発送する場合、名宛国へ通関電子データの送信をしない国際郵便にてお送りしておりますが、2024年3月以降、郵便局は通関電子データの送信をする郵便物を推奨するとしております。

本会としましては、通関電子データの送信への対応、並びに国外へ発送する輸出血統証明書を確実にお届けするために、2024年3月より、国際書留郵便の発送から、実費送料をご負担いただいているEMSへ発送方法を変更いたします。

つきましては、<u>輸出血統書発行申請と同時に国外への発送をご希望される場合は、こちらの用紙へご記入いただき、</u> 輸出血統証明書発行申請書に添付の上、EMS送料を添えてご申請ください。なお、従来どおり、本会より日本国内へ 発送を希望する場合は、こちらの用紙と送料は必要ありません。

【注意事項】

- EMSの取り扱いのない国の場合は、国内発送となりますので、ご申請前にご確認ください。
- 〇 EMS送料は、国の地域によって異なりますので、下記の送料表から選択してください。なお、送料は郵便局の 改定に基づいて予告なく変更となることがありますので、ご注意ください。
- EMSの取り扱い国・地域については、下記の郵便局URLからご確認ください。 https://www.post.japanpost.jp/int/ems/country/all.html (EMSすべての取り扱い国・地域)
- ご記入いただいた内容が名宛国へ送信されますので、手書きの場合は英字ブロック体で正確にご記入ください。
- 中国語の通用する国宛に限り、お届け先(お名前・住所)を漢字でご記入できます。
- 記載内容が不正確な場合、名宛国で遅延・返送となる可能性があります。
- 同時に複頭数の申請で、お届け先が同一の場合は、1つ分の送料でまとめて発送いたします。

太枠内へご記入ください。

太柱内へこ記入へたさい。								
	地帯1	地帯2	地帯3	地帯4	地帯5			
地域	│ │中国·韓国·台湾 │	アジア (中国・韓国・台湾 を除く)	オセアニア・カナダ・ メキシコ・中近東・ ヨーロッパ	アメリカ (グアム等海外 領土含む)	アフリカ・中南米 (メキシコを除く)			
EMS送料 <必須>	1,450円	1,900円	3,150円	3,900円	3,600円			
(チェック☑してください。)								
お名前 〈必須〉	敬称(選択) Mr. Ms. Mrs.							
国名 〈必須〉								
住所 〈必須〉								
州名								
郵便番号								
ご連絡先電話番号								
ご連絡先FAX番号								
<u>メールアドレス</u>								

お届け先様へ追跡情報が送信されます。